

浦安市大規模土地取引行為等に関する条例施行規則

令和2年8月27日

規則第67号

(趣旨)

第1条 この規則は、浦安市大規模土地取引行為等に関する条例（令和2年条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(届出)

第2条 条例第3条第1項の規定による届出は、浦安市大規模土地取引行為に関する届出書（別記第1号様式）により行うものとする。

2 条例第4条第1項の規定による届出は、浦安市大規模土地開発事業に関する届出書（別記第2号様式）により行うものとする。

3 前2項の届出書には、次に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 土地の案内図
- (2) 土地の公図の写し
- (3) 土地の登記事項証明書
- (4) 土地及びその周辺の写真
- (5) 市長が必要と認める図書

(全体として一体性があると認められる場合)

第3条 条例第3条第2項に規定する全体として一体性があると認められる場合とは、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 一の土地権利者が一団の土地を一括又は分割をして大規模土地取引行為をする場合
- (2) 一の土地権利者が所有する、隣接し、又は近接した土地において、先に行われた大規模土地取引行為に係る浦安市宅地開発事業等に関する条例（平成18年条例第7号）第15条第2項の規定より検査済証の交付があった日の翌日から起算して1年以内に、当該土地と隣接し、又は近接した土地の大規模土地取引行為をする場合

2 条例第4条第2項に規定する全体として一体性があると認められる場合とは、次のいずれかに該当する場合とする。

(1) 一の土地権利者が一団の土地を一括又は分割をして大規模土地開発事業をする場合

(2) 一の土地権利者が所有する、隣接し、又は近接した土地において、先に行われた大規模土地開発事業に係る浦安市宅地開発事業等に関する条例第15条第2項の規定により検査済証の交付があった日の翌日から起算して1年以内に、当該土地と隣接し、又は近接した土地の大規模土地開発事業に係る届出をする場合

(公表)

第4条 条例第3条第3項及び第4条第3項（条例第5条第2項後段及び第3項後段並びに第7条第2項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、それぞれ届出があった後、速やかに市のホームページに掲載するとともに、都市計画課の事務室に公表内容を記載した書類を備え、当該書類を閲覧させて行うものとする。

2 条例第5条第6項（条例第7条第5項において準用する場合を含む。）及び第8条第3項の規定による公表のうち大規模土地取引行為に係るものについては、当該大規模土地取引行為の後、速やかに市のホームページに掲載するとともに、都市計画課の事務室に公表内容を記載した書類を備え、当該書類を閲覧させて行うものとする。

3 条例第5条第6項（条例第7条第5項において準用する場合を含む。）及び第8条第3項の規定による公表のうち大規模土地開発事業に係るものについては、条例第5条第5項（条例第7条第5項において準用する場合を含む。）の回答又は条例第8条第2項の提出があった後、速やかに市のホームページに掲載するとともに、都市計画課の事務室に公表内容を記載した書類を備え、当該書類を閲覧させて行うものとする。

(指導及び助言)

第5条 条例第5条第1項から第3項まで及び第7条第4項の規定による指導及び助言は、浦安市大規模土地取引行為に関する指導書（別記第3号様式）又は浦安市大規模土地開発事業に関する指導書（別記第4号様式）により行うものとする。

2 条例第5条第5項（条例第7条第5項において準用する場合を含む。）の

規定による回答は、当該指導書を受領した日の翌日から起算して14日以内に、浦安市大規模土地取引行為等に関する回答書（別記第5号様式）により行うものとする。

3 条例第5条第1項及び第2項並びに第7条第4項の規定による指導及び助言（大規模土地取引行為に係るものに限る。）を受けた土地権利者は、大規模土地取引行為に際し、当該指導及び助言の内容を当該大規模土地取引行為の相手方である譲受人（予定にある者を含む。）に伝達するものとする。

4 前項の規定による伝達を行った場合には、当該土地権利者は、当該伝達を行った旨を記し、並びに自己及び当該譲受人（予定にある者を含む。）の記名押印をした書面を、速やかに市長に提出するものとする。

（標識の設置）

第6条 条例第6条第1項の規定による標識（以下「標識」という。）の設置は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 標識の大きさは、縦40センチメートル以上、横58センチメートル以上であること。

(2) 標識は、当該土地が接する道路に面した見やすい場所に2か所以上設置すること。

(3) 標識は、大規模土地取引行為又は大規模土地開発事業の届出を行った日から起算して14日以内に設置すること。

(4) 標識の設置期間は、前号の規定による設置をした日から浦安市宅地開発事業等に関する条例第7条第1項の規定による標識を設置する日までとすること。

(5) 標識は、風雨等のため容易に破損し、又は倒壊しない方法で設置するとともに、標識の記載事項が当該設置期間中不鮮明にならないように維持管理すること。

2 標識の記載事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 大規模土地取引行為の場合 大規模土地取引行為の届出を行った日、譲渡人及び譲受人の所在地、名称及び代表者氏名、土地の所在地及び面積、土地に関する権利の態様並びに今後の土地利用目的

- (2) 大規模土地開発事業の場合 大規模土地開発事業の届出を行った日、事業者の所在地、名称及び代表者氏名、土地の所在地及び面積、並びに今後の土地利用目的

(標識の設置の届出)

第7条 条例第6条第2項の規定による届出は、浦安市大規模土地取引行為に関する標識設置届（別記第6号様式）又は浦安市大規模土地開発事業に関する標識設置届（別記第7号様式）に、設置した標識の写真を添えて行うものとする。

(変更)

第8条 条例第7条第1項本文の規定による届出は、浦安市大規模土地取引行為に関する変更届（別記第8号様式）又は浦安市大規模土地開発事業に関する変更届（別記第9号様式）により行うものとする。

- 2 条例第7条第3項の規定による届出は、浦安市大規模土地取引行為に関する標識設置変更届（別記第10号様式）又は浦安市大規模土地開発事業に関する標識設置変更届（別記第11号様式）に、変更後の標識の写真を添えて行うものとする。

(市民の意見)

第9条 条例第8条第1項の規定による送付は、浦安市大規模土地取引行為に関する市民意見書（別記第12号様式）又は浦安市大規模土地開発事業に関する市民意見書（別記第13号様式）により行うものとする。

- 2 条例第8条第1項の規定により意見を寄せることができる市民は、市内に居住する者又は市内に土地の権利を有する者とする。

- 3 条例第8条第2項の規定による提出は、土地権利者が当該意見書を受領した日の翌日から起算して14日以内に、浦安市大規模土地取引行為等に関する土地権利者見解書（別記第14号様式）により行うものとする。

(大規模土地取引等審査会の会長及び副会長)

第10条 浦安市大規模土地取引等審査会（以下「審査会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたとき

は、その職務を代理する。

(大規模土地取引等審査会の会議)

第11条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長になる。

2 審査会は、在任委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(勧告の手続)

第12条 条例第13条第1項の規定による勧告は、浦安市大規模土地取引行為等に関する勧告書（別記第15号様式）により行うものとする。

2 土地権利者は、条例第13条第1項の規定による勧告を受諾しようとするときは、浦安市大規模土地取引行為等に関する勧告受諾書（別記第16号様式）を市長に提出しなければならない。

3 条例第13条第2項の規定による公表は、市のホームページに掲載するとともに、都市計画課の事務室に公表内容を記載した書類を備え、当該書類を閲覧させて行うものとする。

(命令の手続)

第13条 条例第14条の規定による命令は、浦安市大規模土地取引行為等に関する命令通知書（別記第17号様式）により行うものとする。

2 土地権利者は、条例第14条の規定による命令を受諾しようとするときは、浦安市大規模土地取引行為等に関する命令受諾書（別記第18号様式）を市長に提出しなければならない。

(条例第15条の公表の方法)

第14条 条例第15条第1項の規定による公表は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市役所前掲示場への掲示

(2) 市の広報紙への掲載

(3) 市のホームページへの掲載

(4) 都市計画課の事務室に公表内容を記載した書類を備え、当該書類を閲覧させること。

2 条例第15条第2項本文の規定による出頭の求めは、浦安市大規模土地取引行為等に関する出頭要求通知書（別記第19号様式）により行うものとする。

- 3 条例第15条第3項の規定による通知は、浦安市大規模土地取引行為等に関する違反事項等公表決定通知書（別記第20号様式）により行うものとする。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

別 記

第 1 号様式（第 2 条第 1 項）

浦安市大規模土地取引行為に関する届出書

年 月 日

浦安市長

様

所 在 地

名 称

代表者氏名

㊟

大規模土地取引行為について、浦安市大規模土地取引行為等に関する条例第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 大規模土地取引行為の当事者に関する事項

土地 権 利 者	譲渡人	所 在 地	
		名 称	
		代表者氏名	
		電 話 番 号	
	譲受人	所 在 地	
		名 称	
		代表者氏名	
		電 話 番 号	
土地に関する 権利の態様	<input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 地上権 <input type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
大規模土地取引行為（契約締結）の予定年月日	年 月 日		

2 土地に関する事項

土地の所在地（地番）	面積（公簿）
	m ²
現況の土地の利用	
今後の土地の利用	

注

- 1 土地の案内図、土地の公図の写し、土地の登記事項証明書並びに土地及びその周辺の写真を添付すること。
- 2 届け出た内容について変更が生じたときは、浦安市大規模土地取引行為に関する変更届を提出すること。
- 3 譲渡人が複数の場合は、別紙で提出すること。

第2号様式（第2条第2項）

浦安市大規模土地開発事業に関する届出書

年 月 日

浦安市長

様

所在地

名称

代表者氏名

印

大規模土地開発事業について、浦安市大規模土地取引行為等に関する条例第4条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 大規模土地開発事業の当事者に関する事項

土地権利者	所在地	
	名称	
	代表者氏名	
	電話番号	
土地に関する権利の態様	<input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 地上権 <input type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
浦安市宅地開発事業等に関する条例第6条第2項に規定する事前協議申出書の提出予定年月日	年 月 日	

2 土地に関する事項

土地の所在地（地番）		面積（公簿）
		m ²
現況の土地の利用		
今後の土地の利用		

注

- 1 土地の案内図、土地の公図の写し、土地の登記事項証明書並びに土地及びその周辺の写真を添付すること。
- 2 届け出た内容について変更が生じたときは、浦安市大規模土地開発事業に関する変更届を提出すること。

第3号様式（第5条第1項）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市大規模土地取引行為に関する指導書

大規模土地取引行為について、浦安市大規模土地取引行為等に関する条例第5条第1項から第3項まで又は第7条第4項の規定により、次のとおり指導・助言します。

土地権利者	所在地	
	名称	
	代表者氏名	
土地の所在地（地番）		
指導・助言の内容		

注 土地権利者は、この指導書を受領した日の翌日から起算して14日以内に、上記の指導・助言に対し、浦安市大規模土地取引行為等に関する回答書により回答すること。

第4号様式（第5条第1項）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市大規模土地開発事業に関する指導書

大規模土地開発事業について、浦安市大規模土地取引行為等に関する条例第5条第1項から第3項まで又は第7条第4項の規定により、次のとおり指導・助言します。

土地権利者	所在地	
	名称	
	代表者氏名	
土地の所在地（地番）		
指導・助言の内容		

注 土地権利者は、この指導書を受領した日の翌日から起算して14日以内に、上記の指導・助言に対し、浦安市大規模土地取引行為等に関する回答書により回答すること。

第5号様式（第5条第2項）

浦安市大規模土地取引行為等に関する回答書

年 月 日

浦安市長

様

所在地

名称

代表者氏名

㊞

年 月 日付け 第 号をもってされた指導・助言について、浦安市大規模土地取引行為等に関する条例第5条第5項（同条例第7条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり回答します。

土地権利者	所在地	
	名称	
	代表者氏名	
土地の所在地（地番）		
指導・助言の内容		
回答		

第6号様式（第7条）

浦安市大規模土地取引行為に関する標識設置届

年 月 日

浦安市長

様

所在地

名称

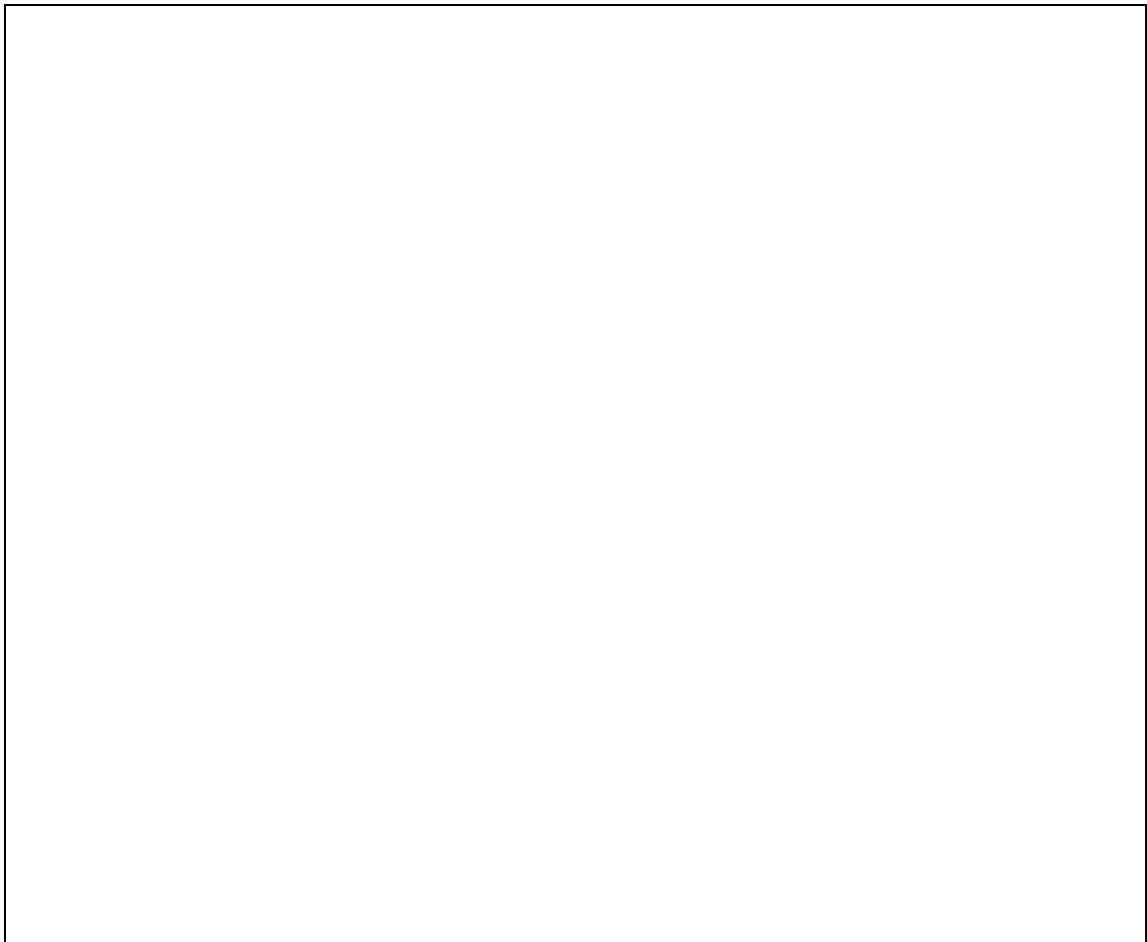
代表者氏名

㊞

大規模土地取引行為について、次のとおり標識を設置したので、浦安市大規模土地取引行為等に関する条例第6条第2項の規定により届け出ます。

1 設置日 年 月 日

2 標識設置位置図



注 遠景及び近景の写真（近景の写真にあつては、記載事項を確認することができるもの）を添付すること。

第7号様式（第7条）

浦安市大規模土地開発事業に関する標識設置届

年 月 日

浦安市長

様

所在地

名称

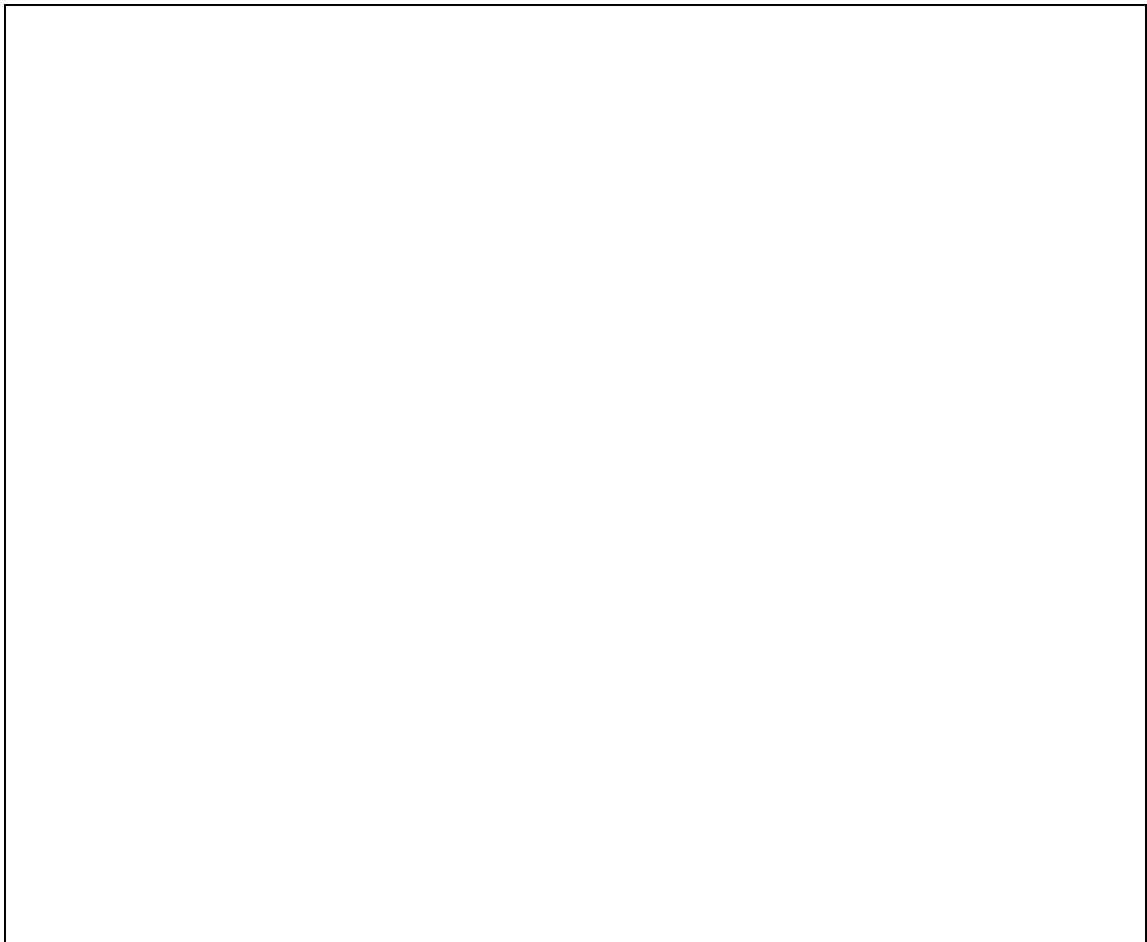
代表者氏名

㊞

大規模土地開発事業について、次のとおり標識を設置したので、浦安市大規模土地取引行為等に関する条例第6条第2項の規定により届け出ます。

1 設置日 年 月 日

2 標識設置位置図



注 遠景及び近景の写真（近景の写真にあつては、記載事項を確認することができるもの）を添付すること。

第 8 号様式（第 8 条第 1 項）

浦安市大規模土地取引行為に関する変更届

年 月 日

浦安市長

様

所 在 地

名 称

代表者氏名

㊞

大規模土地取引行為について届け出た内容に変更が生じたので、浦安市大規模土地取引行為等に関する条例第 7 条第 1 項本文の規定により届け出ます。

1 土地の所在地（地番）

2 変更内容

変更前

変更後

3 変更理由

第9号様式（第8条第1項）

浦安市大規模土地開発事業に関する変更届

年 月 日

浦安市長

様

所在地

名称

代表者氏名

㊞

大規模土地開発事業について届け出た内容に変更が生じたので、浦安市大規模土地取引行為等に関する条例第7条第1項本文の規定により届け出ます。

1 土地の所在地（地番）

2 変更内容

変更前

変更後

3 変更理由

第 10 号様式（第 8 条第 2 項）

浦安市大規模土地取引行為に関する標識設置変更届

年 月 日

浦安市長

様

所在地

名称

代表者氏名

㊞

大規模土地取引行為について設置した標識の記載事項を次のとおり変更したので、浦安市大規模土地取引行為等に関する条例第 7 条第 3 項の規定により届け出ます。

1 土地の所在地（地番）

2 変更内容

変更前

変更後

3 変更理由

注 変更後の近景の写真（記載事項を確認することができるもの）を添付すること。

第 1 1 号様式（第 8 条第 2 項）

浦安市大規模土地開発事業に関する標識設置変更届

年 月 日

浦安市長

様

所 在 地

名 称

代表者氏名

㊞

大規模土地開発事業について設置した標識の記載事項を次のとおり変更したので、浦安市大規模土地取引行為等に関する条例第 7 条第 3 項の規定により届け出ます。

1 土地の所在地（地番）

2 変更内容

変更前

変更後

3 変更理由

注 変更後の近景の写真（記載事項を確認することができるもの）を添付すること。

第 1 2 号様式（第 9 条第 1 項）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市大規模土地取引行為に関する市民意見書

大規模土地取引行為について、浦安市大規模土地取引行為等に関する条例第 8 条第 1 項の規定により、市民の意見を取りまとめた意見書を送付します。

土地権利者	所在地	
	名称	
	代表者氏名	
土地の所在地（地番）		
意見の内容		

注 土地権利者は、この意見書を受領した日の翌日から起算して14日以内に、上記の意見に対し、浦安市大規模土地取引行為等に関する見解書により回答すること。

第 1 3 号様式（第 9 条第 1 項）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市大規模土地開発事業に関する市民意見書

大規模土地開発事業について、浦安市大規模土地取引行為等に関する条例第 8 条第 1 項の規定により、市民の意見を取りまとめた意見書を送付します。

土地権利者	所在地	
	名称	
	代表者氏名	
土地の所在地（地番）		
意見の内容		

注 土地権利者は、この意見書を受領した日の翌日から起算して14日以内に、上記の意見に対し、浦安市大規模土地取引行為等に関する見解書により回答すること。

第 1 4 号様式（第 9 条第 3 項）

浦安市大規模土地取引行為等に関する土地権利者見解書

年 月 日

浦安市長

様

所 在 地

名 称

代表者氏名

㊞

年 月 日付け 第 号をもって送付された意見について、浦安市大規模土地取引行為等に関する条例第 8 第 2 項の規定により、次のとおり見解書を提出します。

土地権利者	所 在 地	
	名 称	
	代表者氏名	
土地の所在地（地番）		
意見の内容		
見解		

第 1 5 号様式（第12条第 1 項）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市大規模土地取引行為等に関する勧告書

大規模土地取引行為等について、浦安市大規模土地取引行為等に関する条例第13条第 1 項の規定により必要な措置を講ずることを勧告します。

- 1 土地権利者
- 2 土地の所在地（地番）
- 3 勧告の内容
- 4 必要な措置を講ずべき期限
- 5 勧告の理由

第 1 6 号様式（第12条第 2 項）

浦安市大規模土地取引等に関する勧告受諾書

年 月 日

浦安市長

様

所 在 地

名 称

代表者氏名

㊞

年 月 日付け 第 号をもって通知のあった浦安市大規模土地取引行為等に関する勧告を受諾します。

- 1 土地権利者
- 2 土地の所在地（地番）
- 3 勧告の内容
- 4 必要な措置を講ずべき期限

第17号様式（第13条第1項）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市大規模土地取引行為等に関する命令通知書

大規模土地取引行為等について、浦安市大規模土地取引行為等に関する条例第14条の規定により当該勧告に従うべきことを命令します。

- 1 土地権利者
- 2 土地の所在地（地番）
- 3 命令の内容
- 4 勧告に従うべき期限
- 5 命令の理由

教示

- 1 この決定に不服のある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対し審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消の訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があっ

たことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 18 号様式（第13条第 2 項）

浦安市大規模土地取引行為等に関する命令受諾書

年 月 日

浦安市長

様

所在地

名称

代表者氏名

㊞

年 月 日付け 第 号をもって通知のあった浦安市大規模土地取引行為等に関する命令を受諾します。

- 1 土地権利者
- 2 土地の所在地（地番）
- 3 命令の内容
- 4 勧告に従うべき期限

第 19 号様式（第14条第 2 項）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市大規模土地取引行為等に関する出頭要求通知書

大規模土地取引行為等について、浦安市大規模土地取引行為等に関する条例第15条第 2 項の規定により出頭を求めます。

- 1 土地権利者
- 2 土地の所在地（地番）
- 3 日時
- 4 場所
- 5 理由

第20号様式（第14条第3項）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市大規模土地取引行為等に関する違反事項等公表決定通知書

大規模土地取引行為等について、浦安市大規模土地取引行為等に関する条例第15条第1項に基づき違反事項等を公表しますので、同条第3項の規定により通知します。

- 1 土地権利者
- 2 土地の所在地（地番）
- 3 違反等の内容
- 4 公表する内容
- 5 公表の方法
- 6 公表する日